

## 建設工事の入札における内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、ダンピング受注の防止等のための措置として、平成27年4月1日以降、建設業者は、公共工事の入札の際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳書を提出するものとされました。

国立市においては、予定価格が1,000万円以上の建設工事の入札で内訳書を提出していただいておりますが、本改正に伴い、全ての建設工事の入札にて内訳書を入札書とともに提出していただくこととなります。

### 1 実施時期

平成27年4月1日以降に指名通知及び公告する工事より実施

### 2 対象工事

金額にかかわらず、競争入札により行う全ての工事

### 3 提出方法

入札時に入札書と一緒に封筒に封入して提出（投函）してください。

### 4 様式

指名通知及び公告する入札の書類配布時に内訳書を提示いたします。

### 5 注意事項

次の場合は入札を無効とします。

- ①入札時に内訳書が提出されない場合
- ②内訳書に日付、工事件名、所在地、商号又は名称、代表者名の記載がない場合
- ③内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しない場合

問合せ先 国立市総務課契約係 TEL042-576-2111（253,254,255）